

## 注意!

「キックバイク」をはじめとした車輪付き遊具による、  
交通死亡事故を含む子ども  
の重大事故が、全国で  
報告されています。

※独立行政法人国民生活センター調べ

## 保護者のみなさん

### あなたのお子さん、遊具を使って 道路で遊んでいませんか?

## 警告!

「交通のひんぱんな道路に  
おいて、球戯をし、ローラー・  
スケートをし、又はこれらに  
類する行為をすること」は  
**禁止**されています。

※道路交通法第76第4項第3号  
(道路における禁止行為)



### ● 「キックバイク」を

はじめとした車輪付き遊具は、  
使用が許可されている公園や広場  
で遊びましょう。

● 坂道ではスピードが出て制御できな  
いので、子どもから目を離さないよう  
に気をつけましょう。

● 乗る際は、必ずヘルメットを  
着用させましょう。

